

使用開始・休止・廃止届記載【例】

様式第6号（奥州市下水道条例施行規程第14条関係）
 様式第6号（奥州市農業集落排水施設条例施行規程第9条関係）
 様式第10号（奥州市浄化槽条例施行規則第13条関係）
 様式第5号（奥州市汚水処理施設条例施行規則第8条関係）

アパート、貸家で複数水栓番号がある場合は、
水栓番号毎に開始届の提出が必要。

公共下水道
 農業集落排水施設
 浄化槽
 汚水処理施設

使用開始（休止・廃止・再開）届

開始日までに提出
 ※開始日以前の日付となる

年 月 日

奥州市長 宛

処理方式を確認の上、
チェック✓を入れる

いずれかを○囲みする

届出者 住 所(所在地)
 ふりがな(ふりがな)
 氏 名(名称)
 電 話 番 号

開始等の内容：いずれかにチェック✓
 使用水（建物内での自家水道の使用の有
 無を確認※既設住宅の場合は注意）
 水栓番号の記入

- ☐ 公共下水道
☐ 農業集落排水施設
☐ 浄化槽
☐ 汚水処理施設

の使用を開始（休止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

使 用 場 所					
開 始 等 の 内 容	☐ 開始	☐ 休止	☐ 廃止	☐ 再開	※人権区分 人権
検 査 済 証 番 号 (確 認 番 号)	奥第 - 号				
開 始 等 の 日	年 月 日から 年 月 日まで				
用 途	☐ 一般用	☐ 浴場用			
使 用 水	☐ 上水道(水栓番号 号) ☐ 自家水道 ☐ 上水道(水栓番号)と自家水道の併用 ☐ その他()				
自家水道の場合の 計量装置の有無	☐ 有 ☐ 無				
使用開始時指針	上水道(m)		自家水道(m)		
世 帯 人 員	人				
備 考					

開始時指針は必ず記入

自家水道の場合、計量装置があるかない
 か。
 ある場合は、その指針値を記入

入居者が未定の場合は備考欄に「入居者未定」と
 記載。

※ 人権区分は浄化槽の場合のみ記入すること。

処 理 欄	処理区分	供用開始日
	確認番号	指定店名

確認番号を記入

指定店名を記入

※届出のタイミング

下水道の使用が可能になった時。
 建売住宅、アパート、展示場等は、水道が工事用(水道臨時使用)から一般に切り替わる時。
 遅れずに届出することが指定店の義務となる。5日以上遅れた場合には、指定店規程第8条及び第9条にある義務違反となる。
 届出忘れは工事店から使用者に説明をしてください。